

石岡市告示第1032号

一般競争入札（事後審査型）（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年12月17日

石岡市長 谷 島 洋 司

1 入札に付する事項	
件 名	令和6年度 八郷学校給食センター中規模改修 第2期工事 工事監理業務委託
履行場所	石岡市 須釜1300番地7 地内
業務概要	「積算資料」のとおり ※入札情報サービス（P P I）より閲覧すること。
契約期間	本契約日の翌日から210日間
履行期間	上記「契約期間」と同じ
予定価格	金3,700,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
最低制限価格	設定する。 最低制限基本価格 金2,830,000円（消費税及び地方消費税を含まない） （上記基本価格にランダム係数を乗じて最低制限価格を算出） （石岡市ホームページ内「石岡市建設コンサルタント業務の最低制限価格決定等に係る事務処理要綱（令和4年石岡市告示第101号）」参照）
入札保証金	免除
契約保証金	石岡市建設コンサルタント業務執行規則第3条第2項により免除
発注担当課	教育委員会事務局 学校給食課

2 競争入札参加資格	
本入札における競争入札参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
所在地要件	石岡市内に本店を置き継続して2年以上経過していること。
競争入札参加資格(1)	一般競争入札公告共通編（建設コンサルタント業務等）【事後審査型】（令和5年石岡市告示第365号）（以下、「共通編」という。）による。（1参照）
競争入札参加資格(2)	（1）令和5・6年度石岡市建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請の有資格者名簿に登載されており、建築関係建設コンサルタントにおいて希望を提出していること。

	(2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による建築士事務所としての登録をうけていること。
同時落札制限	なし

3 設計図書等の閲覧	
(1) 閲覧期間	公告日から令和 7 年 2 月 13 日（木）午後 5 時まで
(2) 閲覧方法	入札情報サービス（P P I）よりダウンロードすること。

4 質疑及び回答	
(1) 質疑受付期間	公告日から令和 7 年 1 月 20 日（月）午後 5 時まで
(2) 質疑方法	共通編による。（3 参照）
(3) 質疑提出先	教育委員会事務局 学校給食課 電子メール ya-kyuushoku@city.ishioaka.lg.jp ファクシミリ番号 0299-42-3814 電話番号 0299-36-5252
(4) 回答期間及び回答方法	令和 7 年 1 月 21 日（火）までに、質疑者に回答するとともに、石岡市ホームページに掲載する。

5 入札参加申請 本入札に参加するものは、次の方法により参加申請をしなければならない。	
(1) 申請方法	共通編による。（4 参照）
(2) 申請期間	令和 6 年 12 月 18 日（水）午前 9 時から 令和 7 年 1 月 21 日（火）正午まで 開庁日のみ（土・日・祝日を除く） （平日の開庁時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）
(3) 入札参加申請時の添付書類	共通編による。（4 参照）

6 入札方法等	
(1) 入札方法	共通編による。（5 参照）
(2) 入札書の受付期間	令和 7 年 1 月 22 日（水）正午から 令和 7 年 2 月 12 日（水）午後 5 時まで 開庁日のみ（土・日・祝日を除く） （平日の開庁時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）
(3) 紙入札の書類提出先	共通編による。（5 参照）
(4) 入札書の受付期間終了までに	共通編による。（5 参照）

提出する書類	
(5) その他	共通編による。(5 参照)

7 入札（開札）	
(1) 入札（開札） 日時	令和7年2月14日（金）午前9時10分
(2) 入札（開札） 場所	石岡市役所 本庁舎 1階 103会議室 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1
(3) 入札（開札） の立会い	共通編による。(6 参照) 申請書の提出期限：令和7年2月13日（木）午後3時まで
(4) 入札結果の 公表	共通編による。(6 参照)

8 落札候補者の決定方法	
(1) 共通編による。(7 参照) ただし、有効な入札を行った全ての入札参加者の入札価格が最低制限価格を下回った場合は、無作為（ランダム）係数の下限値1.0000を適用し算出した価格を最低制限価格として置き換えるものとする。 なお、最低制限価格を置き換えた場合でも全ての入札参加者の入札価格が最低制限価格を下回った場合は、不調とする。	

9 落札候補者の事後審査	
(1) 提出期間	共通編による。(8 参照)
(2) 提出書類	ア 一般競争入札参加申請書（※押印は不要です。） イ 一般競争入札参加申請資料 ウ 「建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による建築士事務所としての登録をうけていること。」が確認できる書類（資格証の写しなど）
(3) 提出方法	共通編による。(8 参照)
(4) 事後審査方法	提出された上記書類ア・イ・ウにより審査する。

10 落札者の決定方法（事後審査型入札）	
共通編による。(9 参照)	

11 入札の無効	
共通編による。(12参照)	

12 その他	
--------	--

- | |
|--|
| <p>(1) 入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、共通編によるものとする。</p> <p>(2) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。</p> |
|--|

13 特約事項

当該競争入札に付する契約は、別途開札予定である「令和6年度 八郷学校給食センター中規模改修 第2期工事」が石岡市議会の議決を以って本契約となるまでは、落札者とは仮契約を締結し、「令和6年度 八郷学校給食センター中規模改修 第2期工事」が本契約となるを以って本契約となるものである。

なお、議会の議決を得られなかったことにより落札者に損害が生じても、本市は、一切その責を負わない。
